

会議の概要（議事録）

会議の名称	(番号) 1-50	令和6年度第1回 墨田区地域公共交通活性化協議会		
開催日時	令和6年5月8日(水) 10時00分から11時00分まで			
開催場所	墨田区役所(墨田区吾妻橋一丁目23番20号)庁舎13階 131会議室			
出席者数	委員33人、事務局3人 【委員】 戸崎 肇、○川崎 友加、小瀧 正和、山下 知晃、廣元 勝志 小林 靖茂、若田 瑞穂、小林 弘昌、三浦 裕樹、米澤 暁裕 志村 雅貴、小池 毅、佐藤 義尚、菊池 信久、小林 実 西東 俊郎、吉武 順子、石郷岡 亮、須藤 正、老田 勝、庄司 道子 星野 喜生、西村 孝幸、岩佐 一郎、郡司 剛英、浮田 康宏 酒井 敏春、久井 隆司、武井 勝人、天海 晴彦、江波戸 史恭 宮本 知明、岩下 弘之 【事務局】 都市計画課主査、都市計画課主任			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	4人
議題	説明及び審議事項 1 説明 (仮称) 墨田区地域公共交通計画の作成について 2 審議 バス検討部会の設置について 3 審議 区内循環バス南部ルートの一部変更及び停留所の新設について			
配付資料	1 会議次第 2 令和6年度第1回 墨田区地域公共交通活性化協議会 出席者一覧 3 令和6年度第1回 墨田区地域公共交通活性化協議会 座席表 4 「(仮称) 墨田区地域公共交通計画」の作成について 5 「(仮称) 墨田区地域公共交通計画」策定に係る基礎調査結果 6 バス検討部会の設置について 7 区内循環バス南部ルートの一部変更及び停留所の新設について 8 今後の予定について			
会議概要	1 事務局からの説明 本検討会について、以下の事項を説明した。 (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条の規定に基づく計画作成等に関して必要な協議を行う協議会であるとともに道路運送法施行規則第4条の2に基づく地域公共交通会議であること			

	<p>(2) 墨田区附属機関の設置に関する条例に基づく附属機関であること</p> <p>(3) 審議会等の会議の公開に関する基準に基づき公開されること</p> <p>(4) 3 7 人中出席者 3 3 人であり、墨田区地域公共交通活性化協議会に関する要綱(以下「要綱」という。)第 7 条第 1 項に定める条件(半数以上の出席)を満たしていること</p> <p>2 委員の紹介 配布資料 2 のとおり</p> <p>3 会長・副会長の選任 協議会の総意により、会長に戸崎委員、副会長に川崎委員が選任された。</p> <p>4 説明及び質疑 (仮称)墨田区地域公共交通計画の作成について 配布資料 4 について事務局より説明。 委員からの質疑、意見を踏まえ次回協議会で具体的な施策案等について、引き続き協議を行うこととなった。(以下、質疑内容)</p> <p>(委員) バス停留所は、降車後の案内看板がなく、目的地までの行き方が分からない。 (会長) 案内については、MaaS など、様々な情報機器の利用について検討し、皆様の使いやすい方式をこれから探していきたい。 (委員) 電動キックボードやシェアサイクルが区民の移動手段として充実すると良い。また、地下鉄 8 号線延伸に伴うまちの活性化に期待したい。 (会長) 電動キックボード等のマイクロツーリズムについても議論を深めていきたいと考えている。また、延伸に関しても長期的な視点に立ち、今後のあり方を考えていきたい。 (委員) 障害者に対してやさしい交通機関であれば、高齢の方、子連れの方々にも利用しやすいと思う。より良い交通計画を策定してほしい。 (会長) 誰もが快適に利用できる交通体系を実現していくためには、事業者様の協力が非常に重要となる。事業者の協力を得ながら共に考えていきたい。 (委員) 高齢者が気軽に使えるような、地域密着型の交通手段があるとよい。 (会長) 移動、動くということは健康管理上非常に重要であり、福祉、あるいは医療について考えることは、交通計画の考え方の基盤となる要素である。貴重なご意見として承る。 (委員)</p>
--	--

	<p>区民にとって区内交通は、すごく不便ではないが、すごく便利でもない。また、新保健施設には、ベビーカーを利用する区民が集中することも想定される。どのように平準化を図っていくのか考えていく必要がある。</p> <p>5 審議事項</p> <p>(1) バス検討部会の設置について 配布資料6について事務局より説明。 バスに関係する課題を協議する必要があるため、バス検討部会の設置について審議し、可決された。(要綱第7条第2項に基づき出席委員の3分の2以上の同意)</p> <p>(2) 区内循環バス南部ルートの一部変更及び停留所の新設について 配布資料7について事務局より説明。 「すみだ保健子育て総合センター」の開館に伴うバス停留所の新設及びルート変更について審議し、可決された。(要綱第7条第2項に基づき出席委員の3分の2以上の同意)</p> <p>6 委員(交通事業者)による意見 昨今の交通を取り巻く状況について交通事業者の視点から意見があった。都営バス、区内循環バス、タクシーなど様々な交通事業者が混在する中で、特定の交通事業者に偏りが出ないように、公共交通はどうあるべきかが意識され、本協議会で議論をしていくべきとの意見があった。</p> <p>7 閉会</p>
所 管 課	都市計画部都市計画課公共交通担当 内線3920